

虐待(ぎゃくたい)。

この言葉を聞いて皆さんは何を思い浮かべますか。

障がい者虐待防止に向けて

新たな取り組みが始まります

福祉課 ☎66♦1106

● 障害者虐待防止法の制定

昨年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が制定され、今年10月から施行されます。

この障害者虐待防止法は「障がい者虐待とは何か」について明らかにし、障がい者を支援している家族や福祉施設、そして障がい者を雇用している企業に対して虐待が起きないように支援していくことや、万が一虐待が起きてしまったときの対処方法を規定した法律です。

「虐待がいい」などとだれも考えていないでしょう。しかし、虐待が起きてしまった現場を検証すると虐待はどこでも起きる可能性があることがわかってきました。

● 虐待に対する障がい者の認識

障がいの特性から、自分にされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障がい者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障がい者本人から訴えるの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

● 虐待の客観的事実の把握

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのこととは仕方がない」と虐待する側を養護したり、虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障がい

者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度をとらせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要があります。

● 虐待の種類

障害者虐待防止法は、障がい者虐待を次の5つに分類しています。

(1) 身体的虐待

障がい者にケガを負わせたり、ケガが生じるおそれのある暴力を加えたりすること。正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすることやわいせつな行為をさせること。

(3) 心理的虐待

障がい者に対して著しい暴言を浴びせたり、著しく拒絶的な態度をとって、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 介護・世話の放棄・放任

障がい者を衰弱させるような著

しい減食、長時間の放置、他者による身体的・性的・心理的虐待を放置すること。養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5) 経済的虐待

障がい者の金銭を不当に使用してしまうこと。無断で財産(土地、建物など)を処分してしまうこと。また、処分することによって不当に財産上の利益を得ること。

障がい者への虐待に関する相談

■ 平日(午前8時30分~午後5時15分)

福祉課 ☎66♦1106 FAX66♦3130

障がい者虐待防止センター ☎68♦3612

■ 休日(24時間)・平日の夜間(午後5時15分~午前8時30分)

市役所休日夜間当直 ☎66♦1111 FAX66♦1207

※休日や平日の夜間に電話、ファクスをされた方には、当直から福祉課の担当者へ連絡を入れ、その後、折り返し福祉課の担当者から連絡します。

! 生命の危険など緊急性が高い場合は、警察(110番)または救急(119番)へ

